

令和元年経済産業省告示第6号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第七十八号（計量法第百三十四条第一項及び第二項の規定に基づく特定標準器等及び特定の物象の状態の量を現示する標準物質を製造するための器具、機械又は装置の指定）の一部を次のように改正し、令和元年五月二十日から施行する。

令和元年五月二十日 経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>1 計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定する計量器は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>標準分銅群</u>、温度定点群実現装置、単結晶シリコン球体、実荷重式、こうかん式及び油圧式力標準機群、光波干渉式標準圧力計、気体流量校正設備、液体流量校正設備、気体流速校正設備、ジョセフソン効果電圧測定装置、量子ホール効果抵抗測定装置、交流電圧用及び交流電流用交直変換器、交直差測定装置、サーミスタ式電圧測定装置、カロリメータ方式電力測定装置、カロリメータ方式レーザーパワー測定装置、単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、比較受光器、自己校正測定装置、配光測定装置、分光放射輝度照度測定装置、標準マイクロホン音圧相互校正装置、レーザー干渉式振動測定装置、放射能絶対測定装置群、平行平板型自由空気電離箱式照射線量設定装置、グラファイト壁空洞電離箱式照射線量設定装置、ロックウエル硬さ標準機、ビッカース硬さ標準機、標準湿度発生装置群、キャパシタ</p>	<p>1 計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定する計量器は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>キログラム原器</u>、温度定点群実現装置、単結晶シリコン球体、実荷重式、こうかん式及び油圧式力標準機群、光波干渉式標準圧力計、気体流量校正設備、液体流量校正設備、気体流速校正設備、ジョセフソン効果電圧測定装置、量子ホール効果抵抗測定装置、交流電圧用及び交流電流用交直変換器、交直差測定装置、サーミスタ式電圧測定装置、カロリメータ方式電力測定装置、カロリメータ方式レーザーパワー測定装置、単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、比較受光器、自己校正測定装置、配光測定装置、分光放射輝度照度測定装置、標準マイクロホン音圧相互校正装置、レーザー干渉式振動測定装置、放射能絶対測定装置群、平行平板型自由空気電離箱式照射線量設定装置、グラファイト壁空洞電離箱式照射線量設定装置、ロックウエル硬さ標準機、ビッカース硬さ標準機、標準湿度発生装置群、キャパ</p>

シタンス測定装置、角度測定装置、高周波雑音測定装置、高周波減衰量測定装置、標準アンテナ群、トルク標準機群、中真空標準装置、交流抵抗測定装置、誘導分圧器校正装置、光減衰量測定装置並びに石油流量校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

二・三 [略]

2 [略]

3 法第百三十四条第二項に規定する特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であって、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適当であると認めるもの（以下「特定副標準器」という。）として経済産業大臣が指定するものは、次の表の上欄に掲げる特定標準器に応じ同表の下欄に掲げる特定副標準器とする。

特定標準器	特定副標準器
[削る]	[削る]
[略]	[略]

シタンス測定装置、角度測定装置、高周波雑音測定装置、高周波減衰量測定装置、標準アンテナ群、トルク標準機群、中真空標準装置、交流抵抗測定装置、誘導分圧器校正装置、光減衰量測定装置並びに石油流量校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

二・三 [略]

2 [略]

3 法第百三十四条第二項に規定する特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であって、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適当であると認めるもの（以下「特定副標準器」という。）として経済産業大臣が指定するものは、次の表の上欄に掲げる特定標準器に応じ同表の下欄に掲げる特定副標準器とする。

特定標準器	特定副標準器
<u>キログラム原器であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</u>	<u>標準分銅であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</u>
[略]	[略]

備考 表中の [] は注記である。